

アメニティセンター

R8.4.1 料金改正 (単位:円)

区分		現行 (区分料金)				新 使用料 (区分料金)					
		時間区分		使用料		時間区分	1時間 当たり	時間区分	区分 使用料	使用料 計算式	
				a 市内	b 市外						c 入場料 徴収等
ホール 舞台及び 客席	平日	午前9時～正午		11,000	16,500	22,000	午前9時～午後5時 A	2,600	午前9時～正午	7,800	A×3
		正午～午後5時		11,000	16,500	22,000			午後1時～午後5時	10,400	A×4
		午後5時～午後10時		22,000	33,000	44,000			午後6時～午後10時	15,600	B×4
	休日等	午前9時～正午		13,200	19,800	26,400	午後5時～午後10時 B	3,900	(終日)午前9時～午後10時	40,300	A×8+B×5
		正午～午後5時		13,200	19,800	26,400					
		午後5時～午後10時		26,400	39,600	52,800					
ホール 舞台のみ		午前9時～正午		2,200		午前9時～午後5時 C	560	午前9時～正午	1,680	C×3	
		正午～午後5時		2,200				午後1時～午後5時	2,240	C×4	
		午後5時～午後10時		2,530		午後5時～午後10時 D	840	午後6時～午後10時	3,360	D×4	
								(終日)午前9時～午後10時	8,680	C×8+D×5	
健康管理室		午前9時～正午		1,650	2,200	3,300	午前9時～午後5時 E	500	午前9時～正午	1,500	E×3
		正午～午後5時		1,650	2,200	3,300			午後1時～午後5時	2,000	E×4
		午後5時～午後10時		3,300	4,400	6,600	午後5時～午後10時 F	750	午後6時～午後10時	3,000	F×4
								(終日)午前9時～午後10時	7,750	E×8+F×5	
ふれあい室		午前9時～正午		1,650	2,200	3,300	午前9時～午後5時 G	440	午前9時～正午	1,320	G×3
		正午～午後5時		1,650	2,200	3,300			午後1時～午後5時	1,760	G×4
		午後5時～午後10時		3,300	4,400	6,600	午後5時～午後10時 H	660	午後6時～午後10時	2,640	H×4
								(終日)午前9時～午後10時	6,820	G×8+H×5	
視聴覚室		午前9時～正午		1,650	2,200	3,300	午前9時～午後5時 I	460	午前9時～正午	1,380	I×3
		正午～午後5時		1,650	2,200	3,300			午後1時～午後5時	1,840	I×4
		午後5時～午後10時		3,300	4,400	6,600	午後5時～午後10時 J	690	午後6時～午後10時	2,760	J×4
								(終日)午前9時～午後10時	7,130	I×8+J×5	
工作室		午前9時～正午		1,650	2,200	3,300	午前9時～午後5時 K	540	午前9時～正午	1,620	K×3
		正午～午後5時		1,650	2,200	3,300			午後1時～午後5時	2,160	K×4
		午後5時～午後10時		3,300	4,400	6,600	午後5時～午後10時 L	810	午後6時～午後10時	3,240	L×4
								(終日)午前9時～午後10時	8,370	K×8+L×5	

- *1 「市内」の団体等による「土日祝日」の使用料は、「同表の区分使用料 × 1.2」。
- *2 「市外」の団体等の使用料は、「同表の区分使用料 × 1.5」。
- *3 「市外」の団体等による「土日祝日」の使用料は、「同表の区分使用料 × 1.2 × 1.5」。
- *4 「入場料徴収」「宗教」「政治」の団体等の使用料は、「同表の区分使用料 × 2.0」。
- *5 「入場料徴収」「宗教」「政治」の団体等による「土日祝日」の使用料は、「同表の区分使用料 × 1.2 × 2.0」。
- *6 「営業の宣伝」で利用する団体等の使用料は、「同表の区分使用料 × 4.0」。
- *7 「営業の宣伝」で利用する団体等による「土日祝日」の使用料は、「同表の区分使用料 × 1.2 × 4.0」。
- * 「冷暖房を使用」する場合は、「上記*1～7の使用料 × 1.5」、
ホール舞台のみに冷暖房を使用する場合は、「ホール舞台のみの使用料 + (ホール舞台及び客席の使用料 × 0.5)」とする。
- * 「市内」の使用料は、市内に住所を有する者、通学・通勤等のため市の区域に滞在する者、市内に存する事業所又は各種団体(構成員の半数以上を市民で占める団体に限る。)が利用する場合に、「市外」の使用料は、それ以外の者が利用する場合に適用する。
- * ホールの使用料は、控室及び備付用具の使用料を含むものとする。
- * 使用料に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。使用時間が1時間未満の場合は、これを1時間として計算するものとする。
- * 時間区分を延長する場合、もしくは終日利用する場合は、正午～午後1時(使用料は午前9時～正午の1時間当たりの金額)、午後5時～午後6時(使用料は午後6時～午後10時当たりの金額)の利用も可能。